

## 募集要領の補足事項

以下の内容は、あくまでも現運営法人による運営内容をご説明したものです。

実際の運営内容・条件等は、新運営法人の選定後、新運営法人・生産者の会・緑区との協議により決定します。

※各項目の番号は募集要領の項目番号と対応

2 設置場所及び条件	
(2) 使用可能面積	・具体的には、長机3個程度分のスペース。農作物の収穫時期の関係上、納品量が多い時期は、長机の前に買い物かごを並べて、買い物かごにも農産物を陳列。
4 業務の内容	
(1) 営業日時	
ア	・直売所の利用者の中には常連も多いことから、週2回の場合は、基本的には現在と同じ火曜日・木曜日、週1回の場合は木曜日での営業をお願いしたい。 ・営業頻度及び曜日は年間を通じて固定でお願いしたい。ただし、祝日の場合は休業とし、振替での営業は行わない。 ・本事業とは別に、JA 横浜新治支店と共に、農家が農産物を直接販売する「みどり地場野菜の直売会」も開催。現在は金曜日に不定期で開催しており、「とれたてみどり直売所」の営業日と重複しないようにしている。
(3) 業務内容	
ア 生産者の会と販売委託の調整	・現在、生産者の会には、3人の農家の方が加入（鴨居、十日市場、保土ヶ谷区上菅田）。
イ 生産者の会に属する農家が指定する場所への農産物の集荷及び生産者の会に属する農家が配送した農産物の受領	・3人の農家のうち1人（保土ヶ谷区上菅田）は、農産物を区役所に直接納品するため、運営法人で受け取り。現在は、9時前後に農家が区役所に到着するため、8時45分には農産物を受領できる状態にしている。 ・ほかの2人（鴨居、十日市場）の農家の分は、運営法人側で、現地まで商品を受け取りに行っている。現地までのおおよその距離は、鴨居が往復8km、十日市場が往復5km。

	エ 生産者の会に属する農家が生産した農産物の陳列・販売	・農産物の販売価格・数量・品目については、基本的には農家側で調整。ただし、3農家の納品状況を鑑みて、運営法人側で売り切りが難しいと判断した場合などは、運営法人と農家で販売価格・数量・品目を協議の上で設定（例：3農家で特定の品目の納品が重複し、数量が著しく多くなる場合など）。
6	運営条件	<p>(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農産物の中には、イタリア野菜（例：ビーツ）など一般的ではないもの含まれており、販売時に利用者から野菜の調理方法等について質問されることが多く、運営法人での対応をお願いしたい。</li> </ul>
11	選定方法	<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>選定委員会によるヒアリングは、応募して頂いたすべての法人を対象とし、選定委員会によるヒアリング（20分程度）を行う。 なお、当日の参加者（説明者）は、法人職員であれば役職を問わず参加可能。</li> </ul>